助成する制度を12月から開始します。 対象に、事業者が実施した屋根の雪下ろし等の費用の一部を ください。 事前の申請が必要となりますので、 市では、 高齢者のみの世帯や障がいのある方のみの世帯を 希望される方はご相談

屋根

の雪下ろし

費用の

部を助

『成する制度が始まります

消火栓周辺などの 除雪にご協力を

消火栓などの消防水利や ホース格納箱の除雪は消防署 でも行いますが、急で大量の 降雪があった場合は除雪が間 に合わないこともあります。

地域の安全を守るため、消 火栓やホース格納箱などの除 雪に対して地域の皆さんのご 理解とご協力をお願いします。

また、除雪した雪を消火栓 の周りに寄せたり、防火水槽に 投げ込まないでください。

問合防災課 **☎**32-0119



親族やその他の支援が受けられ 力による屋根の除排雪が困難で 成される世帯 65歳以上の高齢者のみで構

ない世帯

れかに該当する世帯のうち、自 活している次のアからウのいず

現に居住している屋根の除排 →1回あたり3万円上限 雪や運搬にかかる経費(雪下ろ

①身体障害者手帳1~4級ま

たは下肢・体幹機能障がい

障がいのある方のみで構

される次の①~③の世帯

②療育手帳A1、

A 2 ,

В

生計中心者の市民税課税状況

→1回あたり5万円上限

)+雪またじ)

福祉課

☎35-3356

5級・6級に該当

に該当

にかかる経費(雪下ろし) 現に居住している屋根の除雪 助成対象経費 護世帯は対象外となります。 円を超える世帯および生活保 生計中心者の市民税額が15万 高齢者と障がいのある方の みで構成される世帯 2級に該当

問合 せん)をお渡しください。 なります。 助成額との差額分は自己負担と 高年介護課

に事業者へ助成券(お釣りは出ま

なお

雪下ろし等の費用のお支払時

③精神障害者保健福祉 手帳

利用できる方

市内に住所を有し、

在宅で生

ウ

*

力いただける事業者となります。 助成金の支払い 市への事前申請後、 雪下ろし等助成事業にご協

額が決まります。 利用できる雪下ろし事業者 高山商工会議所および市内の 助成額や年 間助 成限

商工会の会員である事業者のう

により、

度

助成券を、 した方には、1枚1,000円の 助成限度額分交付し 助成決定

-ズ高齢者の在宅生活支援サービス①

日常生活用具の給付・貸付

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対 象に、日常生活を支援するため、日常生活用具の 「給付」や「貸付」をしています。

平成31年4月からは、聴力が低下している高齢 者の世帯を対象に、ボタンを押すと音と光で知ら せる玄関チャイムも新たに追加しました。ぜひ、ご 活用ください。

市民税課税状況により、対象者や利用者負担 額等が異なりますので、詳しくはお問い合わせく ださい。

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、 高齢者のみの世帯

(申請) 購入前に申請が必要です。事前にご連絡く ださい。

(問合) 高年介護課 ☎57-5200

	種目	性能等
	電磁調理器(IH)	電磁による調理器であって、高齢者 が簡単に使用できるもの
給	火災警報器	屋内の火災を煙または熱により感知 し、音または光を発して知らせるもの
付	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触 で自動的に消火液を噴出し、初期火 災を消火できるもの
	玄関チャイム (送信機および受信機)	来訪者が送信機の ボタンを押すと、音 と光を発して知らせ るもの
貸	老人用電話	呼び出し音量・受話音 量が容易に調整でき、 表示が大きい電話機お よび電話加入権等
付	シルバーカー	歩行時にその補助のため に使用する補助車